

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の課題となっている。また、近年は急速な情報技術の発展により、インターネットやSNSによる新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本校では、いじめ未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方に加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、各関係機関から出されている「いじめ防止基本方針」に基づき、本校の実態を踏まえて「白糠町立白糠中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

「いじめ防止対策推進法」より

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、本校のすべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう地域住民や保護者、児童生徒などの意見を取り入れいじめの防止等を目的に策定する。

- ① いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、家庭、学校、地域の生徒達を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせない未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ② いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校と家庭と連携・協力して解決にあたる。また、生徒及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備する。

2 学校におけるいじめ防止等対策のための組織

(1) 生徒指導対策委員会

① 目的

いじめ・不登校や校内外での問題行動等に対して、個々の生徒の実情にあわせて、学校として統一した対応するために情報の共有と具体的な対応策について協議する。また、予防的生徒指導に向けて、生徒理解や現状分析を進め取組を検討する。

② 構成

学校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任、(養護教諭、部活道顧問)で構成することを原則とする。

内容によっては、スクールカウンセラー、その他管理職から指名された者で構成する。

③ 内容

ア 問題行動等が発生した時の事実確認と対応策についての協議

イ 内容によっては、各種関係機関と連絡や相談を行う。

ウ 生徒の生活・学習面の変容を分析し、予防的生徒指導に取り組む為の方策を検討する。

(Q-Uテストの分析、教育相談、集団づくり、学校行事に向けての事前、事後指導等)

④ 運営

ア 必要に応じて随時開催する。

イ 委員会の招集、司会は生徒指導主事が行う。

(2) 生徒理解研修会・Q-Uテストの分析研修会

各担任より配慮を要する生徒に関する情報を4月には全学年(特別支援学級の全生徒)、5月には1年生及び変化の大きい生徒等に関して共通理解を図り、対応について全職員で確認する。また、年2回Q-Uテストを学年ごとに分析した結果をもとに全職員で情報交流する。

(3) 情報共有

毎朝の職員朝会場で、必要に応じて各学年より、生徒の情報交流を行い全教職員による情報の共有を行う。

3 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止

① 学級経営の充実

ア Q-Uテストを活かし、生徒の実態及び学級集団の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。また、「いじめは許されない」という一貫した指導のもと、道徳の授業の充実を図り、教育活動全般を通じて豊かな心の育成に努める。

イ 生徒会が主体となり、全校で「いじめ撲滅」を考える場を設定する。全国学力学習状況調査における「いじめは許されない」と回答する生徒の割合を100%とする。

ウ 学習意欲を高めるため分かる授業を目指し、授業改善に日々努める。

② 道徳授業の充実

ア 道徳の時間の指導を通して、生徒の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

③ 相談体制の整備

ア Q-Uテストの分析結果及び対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、教員研修で共通理解を図る。

イ スクールカウンセラーに関わる時間を設定し、教育相談の充実を図る。

④ 外部講師による出前講座

ア 人権教室の実施

イ 情報モラル教室の実施

(2) 早期発見

- ① いじめアンケート（年2回）
- ② Q-Uテスト（年2回）
- ③ 教育相談（2回）・三者面談
- ④ インターネットに不適切な書き込みがないか、定期的にネットパトロールを実施する。
- ⑤ 教員の複数体制での学級活動

(3) 早期対応

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴き、速やかに事実の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、学校として組織的に事実関係を把握し、いじめをやめさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組む。
- ③ いじめを受けた児童生徒・保護者に対する様々な支援を検討するとともに、いじめを行った生徒についても、適切な指導と今後の支援について検討し、双方の保護者へ助言を継続的に行うことで、再発の防止に努める。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

4 重大事案への対処

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会の指示により、学校が主体となって当該事案に対して調査を実施する場合、速やかに調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

5 学校評価における留意事項

- ① いじめを隠蔽せず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置を組織的かつ適切に行うためいじめ問題への取組について適正に自己評価を行う。
- ② 学校のいじめ問題への取組について学校評価の項目に加え、生徒・保護者のアンケート調査、教職員の評価等により目標の達成状況を評価し、取組の改善に生かす。
- ③ 学校のいじめ防止に対する取組やいじめの実態について、学校便りやホームページを用いて保護者や地域に周知する。また、必ずその内容について入学時、各年度の開始時に資料を配布するなどし、いじめ防止に向けた取組について情報を共有する。